

基本資料

一般社団法人甲府青年會議所

目 次

定 款	95
運営規定	101
会員資格規定	104
理事長及びその他の役員選出に関する規則	107
財産管理規定	110
出向に関する細則	111
委員会会計処理細則	112
事務局管理細則	116
ホームページ公開規定	119
総合計画2021	121
ロバート議事法動議リスト	131

一般社団法人 甲府青年会議所定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 本会議所は、一般社団法人甲府青年会議所と称する。

(事務局)

第2条 本会議所は、事務局を山梨県甲府市相生二丁目2番17号に置く。

(目的)

第3条 本会議所は、青年の英知と勇気と情熱を結集し、明るい豊かな社会の実現に向かって、次の各号に掲げる事項の遂行を目的とする。

- (1) 指導力開発を基調とした指導者訓練及び会員相互の親睦をはかること。
- (2) 地域社会における経済、社会、文化及び政治に関する諸問題の研究を通じ、社会開発の積極的推進をはかり、地域社会に貢献すること。
- (3) 公益社団法人日本青年会議所及び国際青年会議所の機構を通じ、日本及び世界各国の青年と提携し、国際的理解及び親善を助長して全世界平和達成の原動力となること。

(運営の原則)

第4条 本会議所は、特定の個人又は法人その他団体の利益を目的としてその事業を行わない。

2 本会議所は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会議所は、その目的達成のために次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 指導力の開発及び相互の親睦に資する行事の開催
- (2) 社会開発計画の推進及び青少年問題に関する事業
- (3) 産業、経済、文化に関する研究及びその改善発展のための事業
- (4) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内国外の青年会議所並びにその他の諸団体との提携
- (5) その他本会議所の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員の種類)

第6条 本会議所の会員は、次の4種類とし、正会員をもって法人法上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(会員)

第7条 正会員は、甲府市及びその近在に在住又は在勤する満20歳以上満40歳未満の品格ある青年で、本会議所の目的に賛同して入会した者とする。ただし、正会員が事業年度中に満40歳に達した場合においても、当該事業年度内は正会員とする。

- 2 特別会員は、正会員であった者で、本会議所の目的に賛同した満40歳以上の者のうち、理事会の決議により承認された者をいう。
- 3 名誉会員は、本会議所に功労ある者のうちから、理事会の決議により承認された者をいう。
- 4 賛助会員は、本会議所の趣旨に賛同し、その事業の発展に助成しようとする個人、法人、又は団体で、理事会の決議により承認された者をいう。

(入会)

第8条 本会議所の会員になろうとする者は、正会員2名以上の推薦により、総会において別に定める「一般社団法人甲府青年会議所会員資格規程」に基づいて入会を申し込まなければならない。

2 入会の諾否は、理事会において決する。

(正会員の権限)

第9条 正会員は、総会において、各1個の表決権を有し、総会において別に定める「一般社団法人甲府青年会議所役員選出に関する規則」により、本会議所の役員並びに公益社団法人日本青年会議所、国際青年会議所の役員及び委員に選任される資格を有する。

(会費及び入会金)

第10条 本会議所の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、次の各号に定める入会金及び会費の支払い義務を負うものとする。

- (1) 正会員入会金 金3万円
- (2) 正会員会費 1年当たり金12万円
- (3) 賛助会員会費 1年当たり金12万円
- 2 前項に定めるもののほか、本会議所の経費の負担等に関して必要な事項は、法令で別段の定めがある場合を除き、総会の決議において別に定める「一般社団法人甲府青年会議所会員資格規程」による。

第4章 第43条 会員が納めた入会金及び会費は、返還しないものとする。

(会員の資格喪失)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判を受けたとき。
- (3) 死亡し、若くしは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 正会員が、満40歳に達し、かつ満40歳に達した事業年度が終了したとき。
- 2 正会員が会員資格を喪失した場合、当該正会員は当然に退社する。

(退会)

第12条 退会を希望する会員は、理事会において別に定める退会届を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、会費納入前に退会届を出しても、その年度の会費は全額納入しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号いずれかに該当するときは、総会決議によりこれを除名することができる。

- (1) 本会議所の名誉をき損し、又は目的に反する行為があったとき。
- (2) 会費納入義務及び出席義務を著しく怠ったとき。
- (3) その他会員として適当でないと認められたとき。

第3章 会 議

(会議の種類及び構成)

第14条 本会議所の会議は、総会、理事会、常任理事会とする。

- 2 総会は、正会員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。

(総会の種類及び招集)

第15条 総会は、定時総会と臨時総会の2種類とし、いずれも法人法上の社員総会とする。

- 2 定時総会は、毎年2月と12月に開催し、毎年2月に開催される定時総会を法人法上の定時社員総会とする。
- 3 臨時総会は、理事長が認めたとき又は正会員の5分の1以上から会議の目的事項及び招集の理由を示して請求がなされたとき開催する。
- 4 総会は、理事長が招集する。招集は、総会の日の7日前までに、正会員に対して総会の決議事項、日時及び場所を記載した書面を発送して通知しなければならない。
- 5 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(総会の決議)

第16条 総会の決議は、法令及びこの定款に別に規定するもののほか、過半数の正会員が出席し、出席正会員の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長がこれを決する。

- 2 前項の規定において、議長は正会員としての表決権の行使は留保し、議長としての決議権を行使するものとする。
- 3 総会における委任状による出席及び議決権の行使は、代理人の氏名が記載され、かつ、委任者の署名押印のある委任状がある場合に限り有効とする。ただし、代理人は正会員に限る。

(総会の決議事項)

第17条 総会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事長、理事及び監事の選任又は解任
- (3) 年間事業計画及び年間収支予算の決定及びその変更
- (4) 貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 本会議所の運営に関する規則等の制定、変更及び廃止
- (8) 理事会において総会に付議した事項
- (9) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(理事会)

第18条 本会議所に理事会を置く。ただし、常任理事会を設置し、職務の一部を委ねることができる。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第19条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が招集する。

2 理事会は、毎月1回開催する。ただし、理事長が必要と認めたととき又は理事の請求がある場合にも開催する。

3 理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(理事会の決議)

第20条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く過半数の理事が出席し、出席理事の過半数をもって行う。

2 理事会における委任状による出席及び議決権の行使は、これを認めない。

(理事会の決議事項)

第21条 理事会は、この定款に別に規定するもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 本会議所の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 業務執行理事の選定及び解職

(常任理事会)

第22条 常任理事会は、常任理事により構成する。

(常任理事会の招集)

第23条 常任理事会は、理事長が必要と認めたととき又は7名以上の理事の要求があるときに開催し、理事長がこれを招集する。

2 常任理事会の議長は、理事長又は理事長が指名した者がこれに当たる。

(常任理事会の決議)

第24条 常任理事会の決議は、過半数の常任理事が出席し、出席理事の過半数をもって決する。

(常任理事会の決議事項)

第25条 常任理事会の決議事項は、理事会から委ねられた運営に関する事項とする。ただし、法令により常任理事会に委ねることができない事項は除く。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会が開催された日時及び場所
- (2) 総会に出席した理事及び監事の氏名
- (3) 決議事項
- (4) 総会の議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言要旨
- (5) 議長の氏名
- (6) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (7) その他法令に定める事項

2 理事会及び常任理事会については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会又は常任理事会が開催された日時及び場所
- (2) 理事会又は常任理事会に出席した理事の氏名
- (3) 決議事項
- (4) 理事会又は常任理事会の議事の経過の要領及びその結果並びに発言者の発言要旨
- (5) 議長の氏名
- (6) その他法令に定める事項

3 前項の議事録には、理事長及び監事が署名又は記名押印しなければならない。

4 第1項及び第2項の議事録が電磁的記録をもって作成されている場合における当該電磁的記録に記録された事項については、法務省令で定める記名押印に代わる措置をとらなければならない。

第4章 例会、室及び委員会

(例会)

第27条 本会議所は、総会において別に定める「一般社団法人甲府青年会議所運営規定」の定めるところにより原則として毎月1回以上例会を開催する。

(室及び委員会の設置)

第28条 本会議所は、目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するために室及び委員会を置く。

(室及び委員会の構成)

第29条 室及び委員会の構成は、「一般社団法人甲府青年会議所運営規定」による。

第5章 役員

(役員の種類)

第30条 本会議所には次の役員を置く。

- (1) 理事長1名
 - (2) 直前理事長1名
 - (3) 副理事長5名以内
 - (4) 専務理事1名
 - (5) 常任理事17名以内
 - (6) 理事(理事長、副理事長、専務理事及び常任理事を含む。)37名以内
 - (7) 監事2名以上
- 2 前項第1号の理事長をもって法人法上の代表理事とする。
- 3 第1項第2号に規定する直前理事長は、法人法上の理事にはあたらない。

(役員資格及び任免)

第31条 役員は、本会議所の正会員たることを要す。ただし、直前理事長及び監事たる役員はこの限りではない。

- 2 理事長、理事及び監事は、総会の決議によって選任及び解任される。ただし、直前理事長はこの限りではない。
- 3 役員を選任の方法に関しては、総会において別に定める「一般社団法人甲府青年会議所理事長及びその他の役員選出に関する規則」による。

(役員任期)

第32条 理事の任期は、1月1日から同年12月31日までの満1年間とする。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する毎事業年度2月に開催される定時総会の終結の時までとする。
- 3 理事及び監事は、再任されることができる。
- 4 理事又は監事は、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有するものとする。
- 5 前項の場合において、新たに就任した役員任期は、前任の役員残存期間とする。

(役員任務)

第33条 理事長は、本会議所を代表し、所務を総括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
- 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して職務を処理し、副理事長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 4 常任理事及び理事は、理事長を補佐し、職務を処理する。
- 5 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成し、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会議所の業務及び財産状況を調査することができる。

第6章 管 理

(定款その他の書類の備え置き)

第34条 理事長は、次の各号に掲げる書類を第2条の事務局に備えておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 規則等
 - (3) 総会、理事会及び常任理事会の議事録
 - (4) 予算書
 - (5) 財産目録
 - (6) 事業報告及び事業報告の附属明細書
 - (7) 貸借対照表及び貸借対照表の附属明細書
 - (8) 損益計算書及び損益計算書の附属明細書
 - (9) 監査報告
 - (10) 収支決算書
 - (11) 社員名簿
 - (12) 本定款16条2項の委任状
 - (13) その他法令に定める書類及び電磁的記録
- 2 前項の各書類の備え置き期間は、第3号の書類については当該会議開催日から10年間、第6号ないし第9号の各書類については当該事業年度終了後の2月に開催される定時総会の2週間前から5年間、第12号の書類については総会の日から3箇月間とする。ただし、第7号及び第8号の各書類の保管期間は作成時から10年間とする。
- 3 理事長は、正会員が第1項の書類の閲覧又は謄写を求めたときは、正当な理由なくしてこれを拒んではならない。

(決算関係書類)

- 第35条 理事長は、毎事業年度終了後、次の書類を作成し、監事の監査を受けなければならない。
- (1) 事業報告及びその附属明細書
 - (2) 貸借対照表及びその附属明細書
 - (3) 損益計算書及びその附属明細書
 - (4) 収支決算書
 - (5) 財産目録
- 2 監事は、前項の規定により書類の提出を受けたときは、2月の定時総会の議題及び議案を決定する理事会の前日までに、監査報告を理事長に提出しなければならない。
- 3 前項の監査報告には、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 監査の方法及びその内容
 - (2) 第1項第2号及び第3号の各書類が当該一般社団法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見
 - (3) 監査報告を作成した日
 - (4) その他法令で定める事項
- 4 理事長は、前項の監査報告を付して、第1項の書類を第2項の理事会に提出し、その承認を受けなければならない。
- 5 理事長は、前項の承認を受けた第1項の書類を2月の定時総会に提出しなければならない。
- 6 前項の規定により提出された第1項第2号及び第3号の各書類（附属明細書を除く。）については、前項の定時総会の承認を受けなければならない。
- 7 理事長は、第5項の規定により提出された第1項第1号の書類は、その内容を第5項の定時総会に報告しなければならない。
- 8 理事長は、第5項の定時総会の招集の通知に際して、法務省令定で定めるところにより第4項に規定する監査報告を受け理事会の承認決議を経た、第1項第2号及び第3号の各書類、事業報告並びに監査報告を正会員に対し提供しなければならない。
- 9 理事長は、法務省令定で定めるところにより第5項の定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告しなければならない。
- 10 理事長は、事業年度終了後、遅滞なく、第1項の書類を地区担当理事及び地区担当常任理事をへて、公益社団法人日本青年会議所会頭に提出しなければならない。

(会計帳簿)

- 第36条 理事長は、適時に、正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料（以下、「会計帳簿等」という。）を保存しなければならない。
- 2 総正会員の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理由を明らかにして会計帳簿等の閲覧又は謄写を請求することができる。

第7章 事務局

(事務局の設置)

- 第37条 事務局には、事務局長1名を置くことができる。
- 2 事務局長は、事務局を統轄し、理事会の承認を得て理事長が任命する。

(細則)

- 第38条 前2条に定めるもののほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議により別に定める「一般社団法人甲府青年会議所事務局管理細則」による。

第8章 資産及び会計

(資産)

- 第39条 本会議所の資産は、入会金、会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって構成する。

(資産の管理)

- 第40条 本会議所の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(経費の支弁)

- 第41条 本会議所の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

- 第42条 本会議所の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

(収支差額)

第43条 本会議所の収支決算に差額が生じた場合は、繰り越した欠損があるときは、その補充に充て、なお余剰があるときは、総会の議決を得てその全部若しくは一部を翌会計年度に繰り越し、又は積立金に繰り入れることができる。

2 本会議所は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の請求権)

第44条 会員は、会員資格を喪失した場合も、本会議所の資産に対し何等請求をなさない。

第9章 解 散

(解散及び残余財産の寄附)

第45条 本会議所は、総会の議決その他法令で定められた事由により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の多数をもって決議しなければならない。

3 解散するときに存する残余財産は、総会の議決により、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(解散の場合の会費徴収)

第46条 本会議所は、解散後であっても会員総数の議決を得て、その債務を完済するに必要な限度において会費を徴収することができる。

第10章 定款の変更

(定款の変更)

第47条 定款の変更は、総会において正会員総数の議決権の4分の3以上の多数をもって決議しなければならない。

(定款の提出)

第48条 本定款を変更した場合には、直ちに改正定款を公益社団法人日本青年会議所会頭へ提出する。

第11章 雑 則

(諸規定及び規則)

第49条 本会議所は、その運営のため、規則等を定める場合は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き、公益社団法人日本青年会議所定款に抵触しない範囲において定めなければならない。

(顧問)

第50条 本会議所は、顧問若干名を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により、理事長が委嘱する。

(必要事項の制定)

第51条 本定款の施行に関し必要な事項は、法令又はこの定款に別段の定めある場合を除き、理事会の議決により別に定める。

(公告)

第52条 本会議所の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、山梨県において発行する山梨日日新聞に掲載する方法による。

附 則

1 本定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。

2 本会議所の最初の理事長は中込勝敏とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

平成23年 8月21日改正

一般社団法人 甲府青年会議所運営規定

第1章 総 則

(総則)

第1条 一般社団法人甲府青年会議所運営規定は、青年会議所の実質的充実に即し、その運営の円滑と総意の結集を容易にすることを目的とする。

第2章 役員の仕事

(理事長)

第2条 理事長は、定款に定められた仕事のほか、次の職務を行う。

- (1) 本会議所を代表して公益社団法人日本青年会議所の総会、全国理事長会議、関東地区協議会及び山梨ブロック協議会に出席する。
- (2) 全国会員大会、関東地区会員大会及び山梨ブロック会員大会に出席する。
- (3) 本会議所を代表して関係官庁、関係団体との折衝にあたる。
- (4) 本会議所褒賞基準により該当者の褒賞を行う。
- (5) その他

(副理事長)

第3条 副理事長は、定款に定められた仕事のほか、次の職務を行う。

- (1) 公益社団法人日本青年会議所の総会、全国理事長会議、関東地区協議会及び山梨ブロック協議会に出席する。
- (2) 本会議所の組織を通じてその活動を育成、調整し、各委員会の連携及び運営を円滑にし本会議所の充実拡大をはかる。
- (3) その他

(専務理事)

第4条 専務理事は、定款に定められた仕事のほか、次の職務を行う。

- (1) 本会議所の運営を円滑にし、その充実をはかる。
- (2) 理事長及び副理事長の出席する会の内容を記録する。
- (3) 本会議所の一切の事務及び事務局を管理する。
- (4) 正会員の例会出席を掌握し、その奨励に努める。
- (5) 本会議所の会議の記録を担当する。
- (6) その他

(常任理事及び理事)

第5条 常任理事及び理事は、定款に定められた仕事のほか、本会議所の運営に関し責任を有し、各委員会と理事会との緊密な連絡にあたる。

(財務)

第6条 財務担当理事は、半期毎に監事の監査を受け、理事会に報告しなければならない。

(監事)

第7条 監事は、半期毎に財務担当理事に関係書類の提出を求め、これを監査して、理事会に報告書を提出しなければならない。

- 2 監事は、前項に関して例会で意見を述べるができる。

第3章 例 会

(例会の日時及び場所)

第8条 例会は毎月1回以上、原則として、木曜日に、定められた場所において、午後7時に開会する。

(例会の内容)

第9条 例会は、国旗、J C旗を掲げ、次の事項を行う。

- (1) J Cソング 斉唱
- (2) J C宣言、綱領、J C I クリード、山の都共創宣言唱和

- (3) 討議及びゲストスピーチ
- (4) 理事会、委員会報告
- (5) 若い我ら斉唱
- (6) その他

(変更)

第10条 例会に関しては、理事会の決議により変更することができる。

第4章 正会員の出席

(出席義務)

第11条 正会員は、例会に出席する義務を有し、出席不可能の場合は、事前にその旨を所属する委員会の委員長に連絡しなければならない。

第5章 室及び室長の任務

(室の構成)

第12条 室は、原則として委員会をもって構成する。

(室長の選任)

第13条 室長は、理事の中から理事長が推薦し、総会の決議により選任及び解任される。

(室長の任務)

第14条 室長は、本会議所の定款の定める目的達成のため、次の任務を有する。

- (1) 本会議所の組織を通じてその活動を育成調整し、本会議所の充実をはかる。
- (2) 必要に応じて室会議を招集する。

第6章 委員会及び委員長の任務

(委員会の構成)

第15条 委員会は、正会員をもって構成する。

(委員長の選任)

第16条 委員長は、正会員の中から理事長が推薦し、総会の決議により選任及び解任される。

(委員長の任務)

第17条 委員長は、本会議所の定款に定める目的達成のため、次の任務を有する。

- (1) 委員会を統轄主宰し、理事会の指示のもと、委員会に関する運営と、その事業の実施について責任を有する。
- (2) 毎月1回以上の委員会を招集しなければならない。
- (3) 例会への欠席が連続3回に及ぶ委員の状況を専務理事に報告しなければならない。
- (4) 理事会の承認を得て副委員長と会計幹事を指名することができる。

第7章 総合計画

(総合計画)

第18条 本会議所が定める総合計画は、その期間を原則5ヵ年とする。

- 2 当該期間内において会員は、総合計画を尊重し活動するものとする。
- 3 総合計画は、総会の承認をもってその効力を発する。
- 4 総合計画の変更は、総会の承認を必要とする。

第8章 褒賞

(褒賞)

第19条 本会議所は、青年会議所の運営の高揚をはかるため、次条の褒賞規準により該当委員会及び正会員に対し、例会において褒賞を行う。

(褒賞規準)

第20条 褒賞は、次の規準に従い実施する。

(1) 委員会

- ア 青年会議所運動に顕著な功績のあった委員会

- イ その他
- (2) 正会員
- ア スパークプラグに基づき顕著な功績があった正会員
- イ その他
- 2 選考方法は、理事会において決議する。

第9章 慶 弔

(慶弔)

第21条 正会員の慶弔に関する規準は、原則として次のとおりとする。

- (1) 結婚は、3000円程度の祝電又は物品を贈る。
- (2) 出産は、3000円程度の物品を贈る。
- (3) 親子又は配偶者の死亡は、1万5000円程度の生花を贈る。
- (4) 1箇月以上の入院加療を要する傷病は、理事会の定める物品を贈ることができる。
- (5) その他の慶弔は、三役会（理事長、副理事長及び専務理事で構成する。）において決定する。

第10章 その他

第22条 この規定の改廃については、総会の承認を受けなければならない。

附 則

この規定は平成23年8月21日から施行し、平成23年2月2日から適用する。

一般社団法人 甲府青年会議所会員資格規定

第1章 通 則

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人甲府青年会議所会員資格並びに入会希望者の取扱い、休会、退会及び除名について定める。

第2章 入 会

(申し込み)

第2条 一般社団法人甲府青年会議所（以下「本会議所」とする。）へ入会を希望する者は、所定の事項を記載した入会申込書に、推薦者資格を有する正会員2名の推薦書を添付し、推薦者を通じて担当委員会に提出しなければならない。

(推薦者資格)

第3条 入会希望者の推薦資格者は、入会后1年以上経過した正会員とする。ただし、著しく例会への出席率が悪い正会員は、推薦者となることができない。

2 推薦者は、入会希望者が入会の承認をうけた年度に限り、同人の例会への出席義務を保証しなければならない。

(委員会審査)

第4条 委員会審査には、担当理事を含め5名以上の審査員を必要とする。

第5条 委員会審査には、推薦者2名の出席を必要とする。ただし、推薦者2名のうち1名が出席し、欠席者が、書面をもって欠席理由を担当委員長に届け、承認を得た場合はこの限りでない。

(仮入会)

第6条 担当委員会は、推薦者及び入会希望者と面接し、本人の実状を調査し、仮入会の適否を審査するとともに、結果を遅滞なく理事会に提出する。

2 仮入会の承認は、審査員全員の賛成を要する。

3 仮入会不承認の理由は、発表しない。

第7条 委員会審査により仮入会を許可された者は、担当委員会の指導のもとに、正会員に準じ、諸事業、諸行事に参加することができる。

(理事会審査)

第8条 理事会審査には、推薦者2名の出席を必要とする。ただし、推薦者のうち1名が出席し、欠席者が、あらかじめ書面をもって欠席理由を理事会に届け、承認を得た場合はこの限りでない。

第9条 理事会は、第2条の書類及び仮入会期間における入会希望者の活動状況についての担当委員会からの意見書並びに推薦者及び入会希望者本人との面接により入会審査を行い、その適否を審議する。

2 入会の承認は、出席理事全員の賛成を要する。

3 入会不承認の理由は、発表しない。

(入会)

第10条 本会議所は、理事会において入会を承認された入会希望者に対し、本会議所定款第10条に定める入会金及び会費を請求する。

第11条 入会金及び会費の納入の完了により入会が確定し、入会希望者は正会員としての資格を取得する。

2 入会が確定した入会希望者には、理事長から、入会認証書、バッジ及び手帳が交付される。

(オリエンテーション)

第12条 新入会員は、入会后に開催される、担当委員会が主催するオリエンテーションを受講しなければならない。

- 2 オリエンテーションは、本会議所の定款、諸規則、組織、事業、歴史その他青年会議所運動に関するものを内容とする。

(委員会配属)

第13条 新入会員は、担当委員会がある場合には当該委員会に配属されるものとし、担当委員会がない場合または他の委員会に配属する場合には、理事会の承認を経て委員会に配属する。

(入会後義務)

第14条 理事会は、新入会員が入会后1箇年の期間を通して例会出席率7割未満の場合は、当該新入会員に対して、退会を勧告することができる。

(入会に関する内規)

第15条 担当委員会は、以上の規定を補完する為に必要な事項について、理事会の承認を得て定めることができる。

第3章 会費の納入

(納入期日)

第16条 会費は、入会月ごとに定めるものとし、定められた期日、方法により納入しなければならない。

- 2 納入方法については、理事会の決議によりこれを定める。

(会員負担金)

第17条 会費以外の会員負担金の納入については、理事会において定め、その取扱いは会費と同様とする。

第4章 休 会

(休会)

第18条 正会員は、次の場合に該当するときは、休会を申し出なければならない。

- (1) 一身上の都合により、3箇月以上会員として活動できないと思われるとき。
- (2) 傷病療養のため、3箇月以上会員として活動できないと思われるとき。
- (3) その他やむを得ざる事情で、3箇月以上にわたり会員として活動できないと思われるとき。

(休会届)

第19条 前条の場合、正会員は、下記事項を記載した所定の休会届を理事長に提出し、休会を申し出なければならない。

- (1) 申出人の氏名
- (2) 休会を必要とする理由及び期間
- (3) 休会中の連絡先

(承認)

第20条 休会届は、理事会において承認されることを要する。

- 2 申出人は、承認された期日から、最長当該年度の12月31日まで休会中の会員となる。

(権利)

第21条 休会中の会員は、正会員としての権利の行使を停止する。

(復帰)

第22条 休会中の会員が、その期限到来により、又は期限到来前に正会員に復帰するときは、書面をもってその旨を届け出なければならない。

(延長)

第23条 休会中の会員は、休会期間の延長を希望するときは、書面をもってその理由を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(休会期限)

第24条 休会の期限は、1箇年以内とし、年度を越えて引き続き休会を必要とする者は、再度申請を必要とする。

(会費)

第25条 休会中の会費及び臨時会費は、免除しない。

第5章 退会及び除名

(退会届)

第26条 退会を希望する者は、本会議所に対し、金銭上その他の責務を果たしている限り、会員証及びバッヂを理事長に返還し、退会届を提出することによって退会することができる。

- 2 年度の途中で退会した場合であっても、すでに納入された会費は返還しない。

(会費納入義務)

第27条 財務担当理事は、納入期限までに会費を納入しない会員がいる場合、納入期限後最初の理事会において、未納会員の氏名を報告するとともに、未納会員に対し、会費納入の督促をしなければならない。

- 2 財務担当理事は、前項の督促にもかかわらず会費を納入しない会員に対して、理事会にはかり、書留郵便により、納入期限を定めた督促及び除名の警告を行わなければならない。
- 3 前2項の督促にもかかわらず会費未納の会員は、年度末の理事会において理事会全員の決議により除名されることもある。
- 4 理事長は、前項により除名処分が決定された場合、直ちに全会員に対してその経過と結果を報告し、被除名者より会員証及びバッヂの返還を求めるものとする。

(出席督促)

第28条 理事会は、本会議所運営規定第11条に定められた例会出席義務を連続して3回以上怠った会員に対し、例会への出席を督促しなければならない。

(除名手続)

第29条 理事会は、第30条第3項に関する審議を行う場合、その開催日1週間前までに、当該会員に対し、理事会開催の日時、場所及び審議内容を、配達証明郵便にて通知しなければならない。

- 2 当該会員が所属する委員会の委員長は、実状を調査したうえで理事会に臨み、当該会員に対して十分な説明をしなければならない。

第6章 その他

第30条 この規定の改廃については、総会の承認を受けなければならない。

附 則

この規定は平成23年8月21日から施行し、平成23年2月2日から適用する。

平成26年12月13日改正

令和2年12月5日改正

一般社団法人 甲府青年会議所理事長及び その他の役員選出に関する規則

第1章 総 則

第1条 一般社団法人甲府青年会議所定款第30条による理事長及びその他の役員選出の方法は、この規定の定めるところによる。

第2章 選挙管理委員会

第2条 理事長及び理事の選挙の管理及び執行をするため「甲府青年会議所選挙管理委員会」（以下「管理委員会」という。）を置く。

第3条 管理委員会は、定員7名とし、毎年6月15日までに理事長が理事会の承認を得て正会員の中から指名する。

2. 管理委員会に欠員が生じた場合は、ただちに、理事長が理事会の承認を得て正会員の中から補充する。

第4条 管理委員会は、互選により委員長1名を定める。

2. 委員長は、管理委員会の会務を掌握し、管理委員会を代表して理事会に出席し、選挙に関する事項に関し意見を述べる事ができる。
3. 管理委員会は、あらかじめ委員の中から、委員長事故ある場合に委員長代理をする者を定めておかなければならない。

第5条 管理委員会の任期は、当該年度末日までとする。

第6条 理事長及び理事選挙に関する通知は、すべて管理委員会の名をもって文書により行う。

2. 管理委員会は、選挙事務が完了した時は、その結果をすみやかに理事会に報告しなければならない。

第3章 選挙権及び被選挙権

第7条 一般社団法人甲府青年会議所（以下「本会議所」という。）の正会員のうち、6月末日までに所定の会費を完納した者は、当該年度の理事長及び理事選挙における選挙権を有する。

第8条 本会議所の正会員のうち、6月末日までに役員を2期以上完了している者は、理事長選挙の被選挙権を有する。ただし、管理委員会の委員は、立候補者となることはできない。

2. 第1項の規定に関わらず、7月2日時点において理事長選挙の立候補がない場合には、2期目の役員の任期中であり、本会議所における在籍年数、経歴、例会出席率その他の事情を考慮し理事長が特別に許可する者による理事長選挙の立候補を妨げない。

第9条 理事の被選挙権者は、下記の条件をすべて満たす者とする。ただし、管理委員会の委員は立候補者となることはできない。

- (1) 6月末日までに、年会費完納の会員
- (2) 6月末日までの過去1年間の例会出席率が65%以上の会員
- (3) 6月末日現在、本会議所在籍1年以上の会員
- (4) 次年度も正会員である会員

第4章 有権者名簿

第10条 管理委員会は、6月末日における有権者名簿を7月3日までに作成し、すみやかに会員に通知しなければならない。

第11条 有権者名簿に異議ある者は、管理委員会に対して7月10日までに異議申し立てができる。

2. 管理委員会は、異議申し立てを受けた時は、すみやかにこれを審査裁定し、その結果を7月12日までに異議を申し立てた者に対して通知しなければならない。

第12条 有権者名簿は、7月15日管理委員会において確定する。

第5章 理事長の選出

- 第13条 理事長は、選挙権を有する正会員の選挙により選出される。
- 第6章 理事長の候補者
- 第14条 理事長選挙立候補者は、次の書類を6月末日から7月2日の間に管理委員会に提出しなければならない。ただし、第8条第2項の規定により立候補する場合には、7月3日までに提出するものとする。
- (1) 立候補者氏名、履歴及び青年会議所における経歴
 - (2) 本会議所運営に対する抱負
 - (3) 選挙権を有する正会員2名以上の推薦書
- 第15条 管理委員会は、届出を受けた立候補者の資格を審査し、その結果、資格が正しければただちに前条の書類の写しを添えて会員に通知しなければならない。
- 第16条 立候補者の届出が7月3日までにない場合は、被選挙権者の中から定款第30条に定める役員が会員の総意を尊重して選考し、理事長が7月31日までに推薦する。
- 第7章 理事長選挙運動
- 第17条 候補者に関する選挙運動期間は、7月8日から7月31日までの範囲内で管理委員会が指定する期間とし、期間外運動は一切これを行ってはならない。
- 第18条 選挙運動に使用できるものは、管理委員会において指定する一形状の印刷物のみとする。
- 第19条 候補者は、所信演説及び有権者全員との意見交換を行うものとし、その日時、場所、方法については管理委員会がこれを指定する。
- 第20条 候補者及びこれを支持する正会員は、一般社団法人甲府青年会議所の目的に則り名誉を重んじ、節度ある選挙運動に努め、本則に定められた選挙運動以外の行為は一切これを行ってはならない。
- 第8章 投票及び開票
- 第21条 理事長選挙の投票は、毎年7月31日までに管理委員会の定める日時、場所において、所定の用紙を用いて無記名単記投票にて行う。
- 第22条 有権者は、代理人によって投票をすることはできない。
2. やむをえない事由により投票日に投票できない有権者は、管理委員会の定める方法により不在者投票を行う事ができる。
- 第23条 理事長は投票に先立ち理事会を招集し理事会において候補者中に、第17条、第18条及び第20条のいずれかに、明らかに違反するものと設定される者については、理由を明示して、その候補者資格を喪失させるものとする。その決議は該当候補者に弁明の機会を与え、出席理事の3分の2以上の多数をもってこれをなす。
- 第24条 選挙の成立には、投票総数は有権者の3分の2以上を必要とし、その過半数をもって当選とする。
2. 候補者の得票が過半数に満たない場合は、上位2名に対して決選投票を行う。ただし、決選投票による得票数が同数となった場合は、理事長がこれを決定する。
- 第25条 投票及び開票に際しては、理事会が指名する3名以上の立会人を置く。
- 第26条 当選者が確定したときは、管理委員会はただちにその結果を理事会に報告する。
- 第9章 理事総数、副理事長、専務理事の決定
- 第27条 次年度理事長は、理事総数を指定し、副理事長及び専務理事をすみやかに指名する。
- 第10章 理事の選出
- 第28条 前条以外の理事の半数は、選挙権を有する正会員の選挙により選出される。前条以外の理事数が奇数のときは、同理事数から1人を減じた人数を2分の1し、同人数に1人を加えた人数とする。

- 第29条 次年度理事長は選挙理事決定後速やかに残りの理事を指名する。
- 第11章 理事の候補者
- 第30条 理事選挙立候補者は、次の書類をあらかじめ管理委員会が定めた期間内に管理委員会に提出しなければならない。
- (1) 候補者氏名履歴及び青年会議所における経歴
 - (2) 青年会議所理事立候補にあたり、その抱負
- 第31条 管理委員会は、届出を受けた立候補者の資格を審査し、その結果、資格が正しければ、ただちに前条の書類の写しを添えて会員に通知しなければならない。
- 第12章 理事選挙運動
- 第32条 候補者に関する選挙運動期間は、管理委員会が指定する期間とし、期間外運動は一切これを行ってはならない。
- 第33条 選挙運動に使用できるものは、管理委員会において指定する一形状の印刷物のみとする。
- 第34条 候補者及びこれを支持する正会員は、本会議所の目的に則り、名誉を重んじ節度ある選挙運動に努め、本規則に定められた選挙運動以外の行為は一切これを行ってはならない。
- 第13章 投票及び開票
- 第35条 理事選挙の投票は、管理委員会の定める日時、場所において、所定の用紙を用いて、4名連記無記名投票にて行う。
- 第36条 有権者は、代理人によって投票をすることはできない。
2. やむを得ない事由により投票日に投票できない有権者は、管理委員会の定める方法により不在者投票を行うことができる。
- 第37条 理事長は、投票に先立ち理事会を招集し、理事会において候補者中に第32条、第33条及び第34条のいずれかに明らかに違反するものと認定される者については、理由を明示して、その候補者資格を喪失させるものとする。この決議は、当該候補者に弁明の機会を与えたうえ、出席理事の3分の2以上の多数をもってこれをなす。
- 第38条 当選者は、得票数の多い者より当選とし、投票数等については発表しない。
- 第39条 同数の得票の場合は、次の各号の順に当選とする。
- (1) 理事未経験者の者
 - (2) 年齢上位の者
 - (3) 会員歴の長い者
- 第40条 投票及び開票に際しては、理事会が指名する3名以上の立会人を置く。
- 第41条 当選者が確定した時は、管理委員会はただちにその結果を理事会に報告する。
- 第42条 立候補者の届出が選挙理事定数に満たない場合は、その残りを次年度理事長が速やかに指名する。
- 第14章 監事の指名
- 第43条 監事は、理事長が原則として三役（理事長、副理事長及び専務理事とする。）経験者の中から指名する。
- 第15章 雑 則
- 第44条 この規定に定めるもののほか、理事長及びその他の役員を選出に関して必要な事項は理事会の承認を得て、選挙管理委員会において定めることができる。
- 第45条 この規則の改廃については総会の承認を受けなければならない。
- 附 則
この規則は平成23年8月21日から施行し、平成23年2月2日から適用する。
令和2年12月5日改正

一般社団法人 甲府青年会議所財産管理規定

第1章 総 則

(目的)

第1条 一般社団法人甲府青年会議所（以下「本会議所」という。）は、運営の安定性の基礎にするため、入会金、寄付金その他の臨時的収入を積み立て一般社団法人甲府青年会議所財産（以下「財産」という。）を設置する。

(財産の種類)

第2条 本会議所の財産は、次のとおりとする。

- (1) 甲府青年会議所基本財産
- (2) その他の財産

(財産の使途)

第3条 財産は原則として資産となるもの、及び周年事業費として使用し、その他の経常費には使用しない。なお、取り崩す周年事業費については、その期間内（前の周年事業から今周年事業までの期間）に積み立てた財産相当額までとする。

第2章 管 理

(財産の管理者)

第4条 財産は、財産管理委員会を設け、同委員会が管理する。

- 2 財産管理委員会は、本会議所シニアクラブ会長、正会員資格を有する歴代理事長、当該年度の三役（理事長、副理事長及び専務理事とする。）をもって構成する。

(財産管理委員会)

第5条 財産管理委員会は当該年度の理事長が委員長となり、必要に応じて開催する。委員長は、必要と認めた時は臨時理事会を召集することができる。

第3章 運 営

(財産の運用)

第6条 財産の運用については、財産管理委員会が審議し、理事会の決議を得なければならない。

(年度末の一般会計余剰金及び財産利子処理)

第7条 年度末の一般会計余剰金及び財産から生ずる年度内利子は、理事会の決議により、本会議所基本財産に繰り入れることができる。

第4章 その 他

第8条 この規定の改廃については、総会の承認を受けなければならない。

附 則

この規定は平成23年8月21日から施行し、平成23年2月2日から適用する。

一般社団法人 甲府青年会議所出向に関する細則

(出向者)

第1条 「出向者」とは、一般社団法人甲府青年会議所の代表として、公益社団法人日本青年会議所、公益社団法人日本青年会議所関東地区協議会、公益社団法人日本青年会議所関東地区山梨ブロック協議会及び地域諸団体の諸会議、諸事業に出向する者とする。

(出向の申し込み)

第2条 出向を希望する者は、理事長又は理事長予定者に対し、出向申込書を提出しなければならない。

(出向の決定)

第3条 出向者の決定は、理事会の承認を必要とする。

(出向管理)

第4条 出向の統括は、理事長又は理事長の指名する者がこれを行う。

2 出向管理の担当者は、出向団体名、出向者氏名及び出向期間を速やかに会員に公表し、かつ事務局に明示しなければならない。

3 出向管理の担当者は、出向先に速やかに書面をもって連絡しなければならない。

(出向者の義務)

第5条 出向者は、一般社団法人甲府青年会議所の代表としての責任と誇りを自覚して発言し、行動しなければならない。

2 出向者は、全会員に出向報告をしなければならない。

3 出向者は、必要に応じて、規定の書式をもって理事会に報告するものとする。

4 出向者は、出向の記録及び資料の整理をして事務局に保管しなければならない。

(雑則)

第6条 この細則に定めのない事項については、三役会（理事長、副理事長及び専務理事で構成する。）においてその取扱いを決定する。また、この細則の改廃等重要事項については、理事会の承認を要する。

附 則

この細則は平成23年8月2日から施行し、平成23年2月2日から適用する。

一般社団法人 甲府青年会議所委員会会計処理細則

第1章 総 則

第1条 一般社団法人甲府青年会議所の各会議体各室各委員会における会計事務は、本細則に定めるところによる。(各会議体各室各委員会は以下「委員会」とする。また、各議長各室長各委員長は以下「委員長」とする。)

第2条 委員会の会計幹事は、財務担当理事の指導のもと委員会の会計事務を処理する。

第3条 会計幹事の役割は下記のとおりとする。

- (1) 委員会関係の現預金の管理
- (2) 事業計画書の収支予算書及び支出申請書の作成
- (3) 事業報告書の収支決算書、領収書及び領収書一覧表の作成
- (4) その他財務担当理事の必要とする会計に関する報告及び報告書の作成

第2章 予算及び決算

第4条 委員会事業費の予算は、総会において承認される事業計画による。

第5条 委員会の個別事業の予算は、総会において承認された事業計画書に基づき、会計幹事が個別事業計画の収支予算書を作成し、財務担当理事の審査を経て常任理事会または理事会（以下「理事会」とする。）の承認を求めるとする。

第6条 委員会の個別事業の予算は、事業遂行後、会計幹事によって決算事務がなされ、委員長及び室長の承認を得、財務担当理事の審査を経て、理事会の承認を求めるとする。

第7条 次の各項のいずれかに該当する事業については、財務担当理事の審査を必要とする。

- (1) 一般会計の事業費の支出を伴う事業
- (2) 一般社団法人甲府青年会議所の名称をもって外部より資金の導入を行う事業
- (3) 一般社団法人甲府青年会議所の名称をもって外部へ支払いを行う事業

第8条 個別事業計画の収支予算書は、委員長及び室長の承認を得て、原則として事業実施予定月の2ヶ月前の月末までに財務担当理事へ提出し、審査を経なければならない。

第9条 個別事業計画の収支決算書及びその領収書一覧表については、原則として事業終了月の翌月末日までに委員長及び室長の承認を得、財務担当理事の審査を経なければならない。

- 2 領収書は、領収書一覧表に糊づけし、そのファイルは財務担当理事が事務局に保管する。

第10条 各会計幹事は、前2条の提出期限を厳守すべきであるが、緊急かつ重要であると専務理事が判断する案件については、前2条の手続を省略して直接理事会に提出できるものとする。

第11条 個別事業計画の収支予算書及び収支決算書の使用科目は、おおむね次のとおりとするが、一般に公正妥当と認められた会計基準の原則に基づいて変更することができる。

- (1) 収入の部
 - ア 事業費繰入収入 本会計の事業費より繰入
 - イ 登録料収入 事業等の会場及び参加費用
 - ウ 寄付金収入 他団体、個人より事業に対する寄付金
 - エ 補助金収入 地方公共団体等より事業に対する補助金
 - オ 助成金収入 地方公共団体などより支出される事業委託金
 - カ 分担金収入 共同事業等で費用の分担があり、相手から入る収入
 - キ 広告料収入 広告料として領収する収入

- ク 販売収入 物品等の販売による収入
- ケ 受取利息収入 預金利息の収入。原則として本会計へ繰り戻す。
- コ 雑収入 その他上記に該当しない収入
- サ 預り金収入 旅費、宿泊費、登録料、LOMナイト等個人負担の通過勘定
- (2) 支出の部
 - ア 会場費 会場使用料及び会場に付帯する設備備品の使用料、製作費用並びに一般商業法人会計にて会場費と認められる程度の出席者に対する飲食費用
 - イ 飲食費 事業、行事に伴い発生した食事、飲食等の費用
 - ウ 講師費用 講師に対する諸謝金、講師交通費、講師宿泊費、記念品、会合費及び講師食事代等で実施の場合以外源泉税を含む。ただし、法人に対する支払いは源泉徴収を不要とする。
 - エ 資料費 事業及び行事の計画、準備、実行、記録保存の際資料として使用する目的で購入した資料費用
 - オ 印刷費 資料作成並びに案内状、チラシ及びチケット等の印刷費
 - カ 通信費 葉書及び切手等の郵便代。電話料は事務局負担を原則とする。
 - キ 輸送費 資材、資料、人員その他の運送、搬入、設置及び派遣等に要した費用
 - ク 分担金 共同事業等で費用の分担をする場合、相手方に支出する金額
 - ケ 参加記念品代 事業、行事の参加者に対する記念品、賞品及び景品等の費用
 - コ 賃借料 事業及び行事実施の際、設備、施設、機材等を借り受ける費用
 - サ 公租公課 税金、収入印紙等
 - シ 外注費 事業及び行事の際、外部に依存した役務、サービス等の代価。個人に対しての支払は源泉税を含む。
 - ス 宿泊費 事業及び行事に参加する人員の宿泊費用
 - セ 材料費 事業及び行事に使用する物品の購入費用
 - ソ 事務消耗品費 上記以外の消耗品及び事務消耗品の購入費
 - タ 保険料 事業及び行事の参加者に掛ける損害保険料
 - チ 雑費 上記の各項目に該当しない費用で少額のもの
 - ツ 預り金支出 預り金収入に対応する支出
 - テ 予備費 原則として事業総予算額の5%以内。*但し、修正予算はこの限りではない。
- 2 前項第1号ウないしキ及びケについては、一般会計普通預金口座に入金し、同口座から振込により当該委員会名の普通預金口座に支出する。
- 3 預り金収入及び預り金支出については、次の点に注意する。
 - (1) 必要に応じて、預り金科目明細を添付する。
 - (2) 預り証、領収証は業者にて発行する。
 - (3) 預り金の一部が登録料の場合は、仕訳けて収支予算書を作成する。
 - (4) 原則として、業者の領収証を、預り金別に人数分取り付ける。

第3章 収 入

第12条 委員会の事業に関する収入は以下のとおりである。

- (1) 一般会計からの収入
- (2) 一般会計以外の収入

第13条 委員会個別事業における収入の取扱いは、以下のとおりである。

- (1) 会計幹事は、一般会計からの収入について、事業実施予定月の2ヶ月前の末日までに、個別事業計画書の収支予算書と同時に、一般会

計予算から繰り入れを希望する金額を、予算支出申請書に記載し、財務担当理事に提出しなければならない。

- (2) 財務担当理事は、当該委員会の個別事業計画収支予算書が理事会の承認を受けた後、10日以内に予算支出申請書記載の金額のうち理事会承認金額を各委員会名普通預金口座に振替による方法で支出する。
- (3) 会計幹事は、支出を受けた後支出明細帳を記帳し、財務担当理事の要請あるときはこれを提示し、説明又は質問に答えなければならない。
- (4) 寄付金収入、補助金収入、助成金収入、分担金収入、広告料収入及び受取利息収入等の入金は、一般会計の普通預金口座に入金後、振込みによる方法で当該委員会名の普通預金口座に支出するものとする。
- (5) 一般会計からの収入は、一般会計側では決算確定までは委員会会計への仮払いとする。
- (6) 一般社団法人甲府青年会議所の領収書の発行の責任は財務担当理事にある。

第4章 支 出

第14条 委員会の事業に関する支出は、以下のとおりである。

- (1) 一般会計によって賄われる費用の支出
- (2) 一般会計以外の収入によって賄われる費用の支出
- (3) 上記二つを混合した費用の支出

第15条 委員会の支払いは、全て委員会の会計幹事の責任において行うものとする。

第16条 支出の取扱いは以下のとおりとする。

- (1) 講師に謝礼、車代を支払った場合、講師より所定の領収証にサインを受けることを原則とするが、領収証受領が困難な場合、税務署に認められる方法で書類を作成する。この場合の金額欄は源泉税込みとする。
- (2) 源泉税預り金は、各委員会で納付し、納付書控えを決算時に財務担当理事に提出する。
- (3) その他の支出は、会計幹事が支払先の領収証の受領と引替えに支払うことを原則とする。支払方法は財務担当理事の指示によるものとする。
- (4) 委員会会計の支出は決算承認後、財務担当理事が一般会計の仮払いから各経費項目に振替える。

第5章 現金預金の管理

第17条 会計幹事は、委員会名普通預金口座を管理し、原則として現金を所持しないこととする。

第18条 支出額明細帳は収支のたびに記帳し、原則として委員会名普通預金残高と支出額明細帳残高とは一致していなければならない。

第19条 財務担当理事は、必要に応じて委員会名普通預金を閲覧し、会計幹事に対して説明を求めることができる。

第6章 剰余金、不足金、未収金及び仮払金

第20条 個別事業収支決算において剰余金の生じた場合には、個別事業決算報告書の理事会承認後遅滞なく、財務担当理事にその金額を返金しなければならない。財務担当理事は、返金後速やかに一般会計の普通預金口座に委員会名で入金しなければならない。

第21条 事業収支の決算において不足金が生じた場合には、理事会の承認を得て予備費より支出する。

第22条 事業の未収金については、会計幹事が一事業単位について未収先のリストを作成し、各委員会の責任において未収者に督促する。

- 2 個別事業報告書を理事会へ提出する時までに回収不可能のものについては、未収者の氏名、金額及び理由を決算報告書に添付して提出するものとし、その回収については、当該委員長責任とする。

第23条 個別事業計画収支予算書の理事会承認以前に資金の支払いが必要な場合には、室長と委員長は、連名で財務担当理事に所定の書式をもって仮払いを請求できる。財務担当理事は、専務理事と協議のうえ、その可否を決定する。

第24条 財務担当理事は、年度末までに、委員会名普通預金通帳を回収及び解約するとともに、残高がある場合はその全額を出金し、一般会計の普通預金口座へ入金する。

- 2 新年度委員会口座は、当該年度の財務担当理事において、新たに作成する。

第7章 その他

第25条 この細則に定めのない事項については、財務担当理事においてその取扱いを決定することができる。又、この細則の改廃については、総会の承認を受けなければならない。

第26条 前条の改正に伴う経過措置については財務担当理事に一任する。

附 則

この細則は平成23年8月21日から施行し、平成23年2月2日から適用する。

平成26年12月13日改定

一般社団法人 甲府青年会議所事務局管理細則

第1章 総 則

第1条 一般社団法人甲府青年会議所の事務局の管理については、特に定めのある場合を除き本細則の定めるところによる。

第2条 本細則における「事務局管理」とは、次のとおりである。

- (1) 事務局の使用、取扱いに関する管理
- (2) 事務局の会計事務及びその処理方法の管理
- (3) 事務局員の管理
- (4) 一般社団法人甲府青年会議所として保存すべき記録の管理

第3条 事務局管理の総括責任者は、専務理事とし、前条各号の責任者は、概ね次のとおり、専務理事が決定する。

- (1) 事務局の使用、取扱いに関する管理 総務室長
- (2) 事務局の会計事務及び処理方法の管理 財務室長
- (3) 事務局員の管理 専務理事
- (4) 保存記録の管理 総務委員長

第2章 事務局の使用、取扱い

第4条 事務局を使用する会員は、あらかじめ事務局使用簿に、使用する日時、目的、責任者及び防火、防犯に関する責任者の氏名を記載しなければならない。ただし、事務局員の勤務時間内においては事務局使用簿に記載する必要はない。

第5条 会員は、事務局内の什器備品を自由に使用することができる。ただし、コピー機及び印刷機の使用については、使用簿に、使用量を記載しなければならない。

第6条 事務局の開閉のための鍵の保有者は次のとおりとする。

- (1) 理事、役員 各1個
- (2) 甲府音協事務局 2個
- (3) 甲府商工会議所 1個
- (4) 専務理事が指名する会員 各1個

第7条 会員は、前条の事務局の鍵の保有者より鍵を受領した場合、事務局の使用目的が終了後遅滞なく、原保有者に受領した鍵を返還するものとする。又、事務局の鍵の複製を禁止する。

第8条 鍵の保有者は、鍵を破損又は紛失した場合、速やかに総務室担当理事に報告しなければならない。

第9条 事務局を会員以外の者が使用する場合は、総務室担当理事を経由し、専務理事の承認を受けなければならない。

第10条 事務局は、政治活動を目的とする集会等に使用してはならない。

第11条 事務局の清掃は、事務局員の職務とするが、会員はその使用に当たっては整理整頓を旨とし、使用した什器備品については、所定の保管場所に戻しておかなければならない。

第12条 事務局の使用の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 理事会
- (2) 三役会（理事長、副理事長及び専務理事で構成する。以下、この規則内において同様とする。）
- (3) 役員会
- (4) 室会議
- (5) 委員会
- (6) 会員の親睦会
- (7) 会員以外の者の使用

第3章 事務局の会計及びその処理方法

- 第13条 事務局において支出すべき費用の科目は次のとおりとする。
- (1) 事務局員の給料及び交通費
 - (2) 借室料
 - (3) 水道光熱費
 - (4) 通信費
 - (5) 消耗品費
 - (6) 雑費
 - (7) 負担金
 - (8) 財務室長が指定した科目
- 第14条 事務局員には定額前渡金制度により、月初めに一定額を支給し、支払金額一点につき1万円以下のものについては、領収証受領と同時に事務局員が支払うものとする。
- 2 事務局での支払の責任者は、財務室長とし、この指示のもと事務局員が支払うものとする。ただし、事務局員の給与、賞与及び交通費等は財務室長がこれを支給するものとする。
- 第15条 事務局員は、財務室長指定の現金出納簿を記帳し、事務局関係費の証拠書類の整備保管をしなければならない。
- 第16条 財務室長は、必要に応じて、事務局関係費の書類を閲覧し、事務局員に対して質問することができる。
- 第4章 事務局員の管理
- 第17条 事務局員の管理については、別に定める社団法人甲府青年会議所職員就業規則によるものとする。
- 第18条 事務局員の給与の改定については、三役会においてこれを決定する。この場合、甲府商工会議所の給与規定を参考とする。
- 第19条 事務局員の採用、解雇については、三役会においてこれを決定する。
- 第5章 記録の保存管理
- 第20条 「記録」とは、帳票、契約書、議事録、定期刊行物等の文書のほか、各種写真及び図画並びに記録、録音又は撮影済みのビデオテープ、録音テープ、映画フィルム等電磁的記録を含むものとする。
- 第21条 特に定めのある場合を除き、記録の作成、受け渡し及び保管管理については総務委員会がこれを担当する。
- 第22条 記録の保存期間は、次の5種類とする。
- (1) 永久保存
 - (2) 10年保存
 - (3) 5年保存
 - (4) 3年保存
 - (5) 1年保存
- 第23条 前条の保存期間は、特に定めのある場合を除き、その起算日をその年度の翌年の1月1日とする。
- 第24条 記録保存の種類および期間は、別表によりこれを定める。
- 2 別表に定めのないものについては次のとおりとする。
 - (1) 他に類似記録なく、別表に追加する必要がある場合には、総務委員会がこれを定める。ただし、特に重要なものについては、理事会の承認を要する。
 - (2) 他に類似記録のある場合には、総務委員長の決裁により、その類似記録に準じて取扱う。
- 第25条 総務委員長は、別表に定める保管期間を特別の事情により延長しようとする場合には、専務理事の承認を得て保存期間を延長することができる。

- 第26条 総務委員会は、本規定の定める記録を、事務局においてその種類別、年度別等に区別し、件別、日付順等に整頓して、整然と保管しなければならない。
- 第27条 専務理事は、総務委員長及び関係理事またはその代行者の立ち会い及び協力のもとに、半期に1回以上記録の保管管理状況について、第25条に定める別表その他の書類と記録の現物との照査を行い、この結果を理事会に報告しなければならない。
- 第28条 事務局内部において記録を閲覧しようとする者は、総務委員長の承認によりこれを行わなければならない。
- 第29条 事務局外部への記録の貸出しを希望する者は、所定の貸出証に、氏名、貸出日、記録名、閲覧目的及び返却期限等を記入したうえ、自らの所属する委員会の委員長の承認を受け、総務委員長にこれを要請しなければならない。
- 2 事務局外部への貸出し期間は、特別の事情がある場合を除き、2週間以内とする。
- 第30条 総務委員長は、保管期間満了の記録を廃却する場合、廃却記録目録を作成しなければならない。
- 第6章 その他
- 第31条 この細則に定めのない事項については、専務理事がその取扱いを決定することができる。又、この細則の改廃については、総会の承認を受けなければならない。

附 則

この細則は平成23年8月21日から施行し、平成23年2月2日から適用する。

一般社団法人 甲府青年会議所ホームページ公開規定

第1章 目的

第1条 本規定は、一般社団法人甲府青年会議所のホームページ公開に際して、その内容の取り扱いに関する事項及び個人情報の保護に関する事項を規定するものである。

第2章 定義

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 「ホームページ」とは、一般社団法人甲府青年会議所が定めるサーバー内にある、一般社団法人甲府青年会議所のホームページをいう。
- (2) 「個人情報」とは、会員、構成員及び関係者の住所、電話番号、生年月日等の個人に関する情報をいう。ただし、公的立場にある者の肩書きと共に用いる氏名は除く。
- (3) 「会員」とは、一般社団法人甲府青年会議所の定款第6条で定める会員をいう。
- (4) 「構成員」とは、会員会議所の正会員をいう。

第3章 ホームページ公開の基本

第3条 ホームページ公開の趣旨は、一般社団法人甲府青年会議所の運動及び活動を一般に広報すること、会員及び構成員相互の情報交換の場とすることであり、公開に当たっては、一般社団法人甲府青年会議所の品格、立場をおとしめないよう考慮し、又、会員、構成員及び関係者の個人情報の保護に留意することとする。

第4条 ホームページに掲載された情報の著作権は、すべて一般社団法人甲府青年会議所に属する。

第4章 責任者及び責任範囲

第5条 ホームページに掲載されたすべての情報については、理事長が責任を負う。

第5章 ホームページ責任者

第6条 理事長は、ホームページを適正に運営するため、理事会の承認を受けて、ホームページ責任者を選定する。

第7条 ホームページの責任者は、会員及び構成員の意見を採り入れながら、ホームページの作成の指揮を行う。

第8条 ホームページへの情報の掲載は、全て、ホームページ責任者の許可を受けなければならない。ホームページに公開されている情報の削除、修正、追加についても同様とする。

第6章 個人情報の掲載

第9条 ホームページには、原則として、個人情報を掲載しない。ただし、ホームページ責任者が必要と判断した場合においては、本人の同意を前提として掲載することができる。

第7章 リンク

第10条 ホームページに対する第三者からのリンクは、一般社団法人甲府青年会議所に損害を与えるものでない限り、原則として認める。

第11条 ホームページから第三者のページへのリンクは、一般社団法人甲府青年会議所の立場及びそれによる効果を十分配慮したうえで設定するものとし、有害情報等が含まれると判断されたページへのリンクは設定しない。

第8章 公開情報の修正、削除要求

第12条 ホームページ責任者は、ホームページ上に公開されている情報について、会員又は構成員並びに関係者から修正、削除要求が出され、それについて定款第20条にもとづく理事会の賛成議決があった場合、当該部分を修正、削除しなければならない。

第9章 雑 則

第13条 本規定の改廃は理事会の承認によりおこなう。

附 則

この規則は平成23年8月2日から施行し、平成23年2月2日から適用する。

一般社団法人甲府青年会議所
総合計画2021

はじめに

(一社)甲府青年会議所は、単年度制を特徴とする組織でありながらも、過去13回にわたって時代に合わせた中長期計画を策定し、それらにのっとり事業展開を進めてきました。

2016年に策定された総合計画2016では、「山の都共創宣言」を礎として「夢ある未来を確信できる県都(まち)」の実現に向けた組織の行動指針を定めました。そして、(一社)甲府青年会議所が70周年を迎えた2021年、新たな中長期計画として総合計画2021を策定します。

甲府市、甲斐市、中央市、昭和町から構成される私たちの活動地域「山の都」には、2021年を迎えた今、多くの課題が横たわっています。少子高齢化に加え、域外への流出による人口減少は未だ続いています。さらには、事業承継者の不足や地域コミュニティの担い手不足により、持続可能性を失ってしまう企業や組織が増えてきています。「山の都」を取り巻く時代や環境に目を向けても、気候変動による災害の増加や、第四次産業革命とも呼ばれる技術革新による雇用機会の減少は、地域にとっての脅威となり得ます。

一方で、「山の都」には自然豊かな環境から生まれる数多くの地域資源や、長きにわたって愛され続けている伝統産業、東京圏からのアクセスの良さなど、多くの強みがあります。

それだけでなく、近い将来には中部横断自動車道やリニア中央新幹線の開通や、働き方の多様化に伴う地方移住・二地域居住志向の高まりなど、多くの機会が待ち受けています。

このように、これからの数年間は、「山の都」にとって多くの課題と機会がともに存在する期間となります。それらの課題を解決に導きながらも、機会を確実に掴み取るためには、「山の都」が目指すべき姿を地域で共有し、行政・住民・各種団体が連携して立ち向かっていかなければなりません。70年に渡り連綿とまちづくりに向き合ってきた私たち(一社)甲府青年会議所こそ、先頭に立って目指すべき「山の都」の姿を示す責務があります。

より良い「まち」をつくるためには、何よりもその「まち」を愛する人たちの力が必要です。そして、そこに住む人たちだけでなく、「まち」の外にも郷土を愛する心を持つ人たちはいます。その人々の力を合わせることができれば、「まち」の発展はより加速し、そこにはにぎわいが生まれます。にぎわいがある場所には、さらに人や物が集まり、それらがさらなるにぎわいにつながります。

私たちは、本総合計画を通じて、「山の都」を愛郷心を持った人たちによって作られる、ヒト、モノ、ココロが集まり行き交う「まち」にすることを目指します。

【目指すべき 2026 年の山の都】

「郷土への誇りとにぎわいに満ちた、ヒト・モノ・ココロの要衝都市」

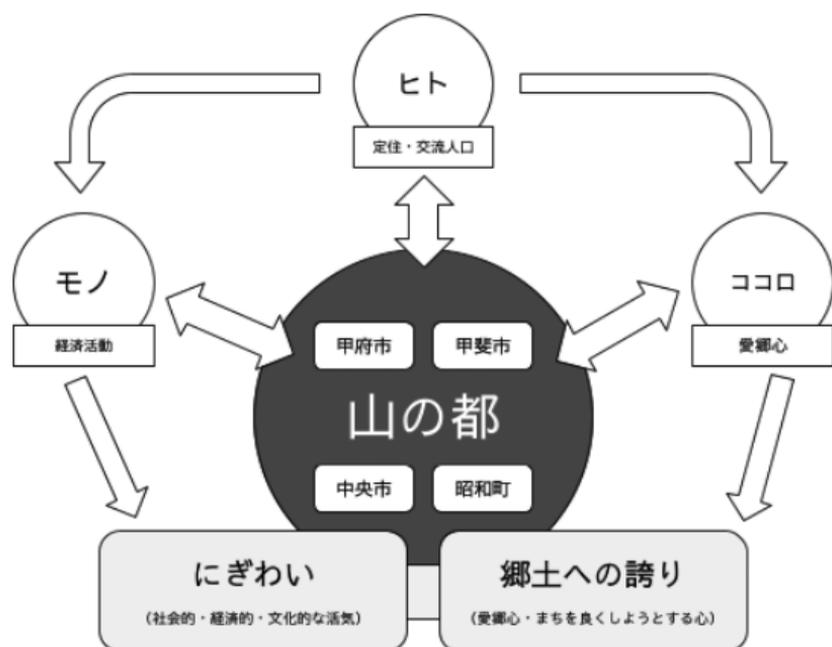
要衝(ようしょう)という言葉には、重要な場所、中継地点といった意味があります。

近い将来交通の要衝となる機会を得ることになる「山の都」を、ヒト(交流人口)、モノ(経済交流)だけではなく、ココロ(愛郷心)が集まり行き交う都市にしたい。「山の都」の外からでも、郷土を良くしたいという想いを届けていただき、それを受け取る「まち」でありたい。

「山の都」をヒト・モノ・ココロの中継地点にするためには、私たち(一社)甲府青年会議所だけでなく、「山の都」に住む人々や、「山の都」を良くしようとする各種団体が連携していくことが必要です。なぜならば、多くのヒト・モノ・ココロを受け取るためには多様性こそが重要だからです。

そして、その連携の中心=穀(こしき。車輪の中心の意)となる役目を果たせるのは、(一社)甲府青年会議所であると、私たちは確信しています。「山の都」全域から多種多様な背景を持つ会員が利害を超えて集まり、「まち」への想いを一つにまちづくりに取り組む私たちだからこそ、できることがあります。

「山の都」の周囲を行き交うヒト、モノ、ココロを、私たち(一社)甲府青年会議所が一つにまとめ、郷土への誇りとにぎわいに満ちた「山の都」を目指します。



【3つのビジョン】

目指すべき2026年の山の都の姿「郷土への誇りとにぎわいに満ちた、ヒト・モノ・ココロの要衝都市」を実現するために、本総合計画では地域創生、会員育成、組織発展という3つのビジョンと、それぞれのビジョンを実現するための戦略を定めました。

私たちが地域へと働きかけていく運動の方向性を描くのが、地域創生ビジョンです。そして会員が地域を動かせる人財として成長するための会員育成ビジョン。さらに、会員に対して機会を提供し続けられる規模と質を持った組織であるための組織発展ビジョン。これら3つのビジョンはそれぞれ個別の何かに対応する目標、というのではなく、相互に作用しあうことで、目指すべき山の都の実現につながっていくものです。

これらのビジョンは単年度制の甲府青年会議所が地域の課題に立ち向かうための羅針盤となるものであり、本総合計画に記載される戦略以外の活動を制限するものではありません。

むしろ、当該年度の理事長をはじめとする理事役員は、3つのビジョン・戦略に沿って計画を立案していくとともに、その年ごとの戦略や工夫を十二分に発揮しながら活動していくことが求められます。



郷土への誇りとにぎわいに満ちた、ヒト・モノ・ココロの要衝都市

【地域創生ビジョン】

「甲府青年会議所は、地域の行政、住民、各種団体をつなぐ轂(こしき)となり、つなぐ力を郷土への誇りとまちのにぎわいに変える」
 轂(こしき)とは、車輪の中心を意味する言葉です。一般的には馴染みのない言葉ですが、本ビジョンの目指すイメージを最もよく表す日本語として選定しました。地域住民や青少年が愛郷心を持つためのひとづくりを推進し、まちづくりにつなげます。そして、それらの個人や行政、団体、さらには現在山の都の外にいる郷土を愛する人たちの心を(一社)甲府青年会議所が中心、轂(こしき)となってつなげることで「山の都」に大きなにぎわいを生み出します。

{地域創生戦略}

1. 「山の都」全域において広く運動し、行政並びに関連団体と積極的に連携する。
2. 交流人口の増加に拍車をかけるような、政策的な視点を活かした事業を展開する。
3. 「山の都」の住民だけでなく、所縁を持つ人々にも積極的に働きかけ、愛郷心を高めまちづくりに活かす機会を提供する。
4. 将来「山の都」のまちづくりを担う青少年の愛郷心や主体性を育む。
5. 地域資源を活用し、その価値を高める活動に加え、新たな産業、地域資源の創出にも取り組む。

【会員育成ビジョン】

「甲府青年会議所は、その活動、運動を通じて会員の人格面、ビジネス面における資質向上に努め、地域のリーダーとなる人財を輩出する」
 指導者の育成は、(一社)甲府青年会議所にとって不変の使命の一つです。本総合計画においては、この指導者の育成を地域のリーダーとなる人材の輩出と位置付け、そこに向けた戦略を実践していきます。会員に機会を提供し続けることで愛郷心とビジョンを実現するスキルを育て、卒業後も仕事や地域におけるリーダーとなりうる人材を育成し、輩出します。

{会員育成戦略}

1. 地域のリーダーとなった人財を把握し、その活躍を共有することで会員の意識向上につなげる。
2. リーダーシップを学ぶ機会を会員に継続して提供し続ける。
3. 会員の社業発展に活かせるスキルを得る機会を提供する。
4. 事業の構築、遂行、検証を通じて会員の資質を向上させる仕組みづくりに取り組む。
5. 各地青年会議所間のネットワークを活用し、青年会議所でしか得られない経験を得る機会を会員に提供するとともに、積極的な出向者の支援を行う。

【組織発展ビジョン】

「甲府青年会議所は、毎年 10% 以上の拡大・質の高い組織行動・時代に合わせた広報戦略を通じて、地域に対する確かな影響力を持つ組織となる」

10 人の組織よりも、100 人の組織がより大きな影響を与えることができるのは自明です。

しかし、人数を増やすだけではなく、三市一町全域から広く会員を募り、業種、性別、年齢など、あらゆる属性の人を受け入れ、育てる組織でなければ、山の都に広く運動を届けることはできません。

さらに、組織にとって重要なのは数だけでなく「質」です。平均在籍年数が短くなってきている現在においても、活動基準を明文化していくことで、(一社)甲府青年会議所における活動の質を維持し続けることができます。

そして、私たちの活動を伝えることができなければ、地域に対する影響力にはつながりません。規模の拡大、組織行動の質向上、伝わる広報活動を、地域に対する確かな影響力につなげます。

{組織発展戦略}

1. 拡大リストを全会員で共有できるよう仕組化し、常に最新の状態を保つとともに会員との接点を発見する。
2. 組織の中で、多業種、他地域など異なる属性の会員と同じ目的に向かって活動する機会の創出に取り組む。
3. 組織としての活動レベルを高めるため、事業計画の立案・検証に係る基準を明確化する(事業計画立案・遂行・検証基準を参照)。
4. 時代に合わせた手段を用いた広報活動により、内外に甲府青年会議所の活動を伝え、影響力を高める。
5. 近年目覚ましい進歩を続ける情報通信技術を積極的に活用し、先進的な組織運営という面においても地域の率先垂範者を目指す。

【事業計画立案・遂行・検証基準】

(一社)甲府青年会議所では、多くの会議を経て事業計画を精査し、より良い事業を実現するために努めてきました。その中でも、先輩方の経験からいただく指導や、伝統にもとづく厳しさ、引き継がれていくルールといった、いわゆる「暗黙知」「経験知」は、事業の質を維持するために大きな役割を果たしてきました。

しかし近年、平均在籍年数が短くなってきていることで、「暗黙知」「経験知」が失われつつあります。そんな中、十分な活動期間なく責任ある立場につくことになる会員も多く、正しい方向性を見失ってしまうことが懸念されます。経験の浅い会員でも、事業計画の立案・遂行・検証を通じて本人の資質向上につなげることができるよう、また組織行動の水準維持につながるよう、本総合計画では事業計画立案・遂行・検証基準を示します。

{計画段階における5つの基準}

1. 妥当性総合計画、理事長所信などの示す目的に沿っているか。
2. 網羅性計画の遂行に必要な情報が遍く調査・表現され、誰でも計画を遂行できる精度となっているか。
3. 効率性予算、人材などの資源(リソース)の投入が、効率的に行われているか。
4. 記録性事業遂行段階に応じて、事業の状況を正しく調査・記録する手順が事業計画に含まれているか。
5. 実行性当該年度特有の状況や特定の会員に依存せず、継続的に実行することができる計画となっているか。

{検証段階における2つの基準}

事業終了後の検証段階においては、前述の5つの基準に加え、以下の2つの基準について評価する。

1. 外部への影響事業対象に対して、計画した通りの効果をもたらすことができているか。
2. 内部への影響一般社団法人甲府青年会議所の組織内において、計画した通りの効果をもたらすことができているか。

総合計画検証会議は、本総合計画に沿って行われる事業計画及び実施後の報告に対して、上記の基準に基づいて評価を行います。評価の時期及び報告手段等については、年度毎に適切な運用を当該年度理事三役並びに総合計画検証会議が定めることとします。

【有効期間】

本総合計画は、2021年08月定期総会の承認をもって施行します。また、有効期間は2022年～2026年の5か年です。ただし、期間中において追加・変更の必要が生じた場合には（一社）甲府青年会議所運営規定第18条に則り、改訂することができることとします。

総合計画検証会議 運営規定

第1章 総則

第1条 一般社団法人甲府青年会議所の総合計画検証会議(以下、会議という)については特に定めのある場合を除き本規定の定めるところによる。

第2条 会議は、本総合計画(以下、本計画)完遂のために実行される行動計画に掲載された特定の事業に対して以下に定める任務と権限に基づき検証、報告、改善案の提示及びその指導を行うと同時に、本計画自体の検証も行って会議が必要と判断する場合は適宜改訂を実施し、本計画完遂の中核を担うことを目的とする。

第2章 任務

第3条 会議の任務範囲は本計画遂行のために実行される特定の事業に対してのみとし、次の任務を有する。

1. 会議は、本計画遂行のために立案された年間事業計画案が本総合計画に定める行動計画に準拠かつ2008年度以降は当該年度における事業との連続性を有するか検証を行い、逸脱が認められる場合は改善案を理事予定者会議に対して出席あるいは適当な方法で提示し、また理事予定者会議が改善案に応じないなど会議が必要と判断する場合は年間事業計画案の立案指導を当該予定者委員会に対して直接行わなければならない。
2. 会議は、本計画遂行のために立案された事業計画案が本総合計画に定める行動計画に準拠かつ年間事業計画との連続性を有するか検証を行い、逸脱が認められる場合は改善案を理事会に対して適当な方法で提示し、また理事会が応じないなど会議が必要と判断する場合は事業立案に対する指導を当該委員会に直接行わなければならない。
3. 会議は、年間事業計画案および事業計画案が総会あるいは理事会で承認された後、第5章に定める時期に会議を開催して事業の進捗状況を定期的に追跡し、事業開催時には会議構成員全員が100%出席して事業の実施状況を把握し、事業実施期間中に定時あるいは臨時を問わず総会が開催される場合は中間報告を行わなければならない。
4. 会議は、事業終了後、理事会における事業報告書承認の有無にかかわらず第4章第8条に定める任期満了までに会議が必要と判断する日数を利用して検証かつ文書で報告を行い、事業報告書が承認済みの場合は理事会に対して修正及び再上程の勧告を行わなければならない。
5. 会議は、第4章第8条に定める任期満了までに事業を総括したかつ翌年の課題を明確に記述した報告書を作成しなければならない。
6. 会議は、任務を遂行する過程で会議が必要と判断する場合は(一社)甲府青年会議所運営規定第18条に定める改訂手続きに従い本計画を適宜改訂しなければならない。
7. 予定者会議は、上記任務を当該年度会議と合同で行い、当該年度会議は、上記任務の遂行を通じて適切な引き継ぎを行わなければならない。
8. その他総会決議によって付与された任務を行わなければならない。

第3章 権限

第4条 会議の権限範囲は本計画完遂のために実行される特定の事業に対してのみとし、次の権限を有する。これらの権限は総合計画検証会議に与えられるものであり、第4章第6条に定める議長に対して与えられるものではない。

1. 理事予定者会議あるいは当該予定者委員会に対して年間事業計画案の修正あるいは再考を履行させる権限。
2. 理事会あるいは委員会に対して事業計画案の修正あるいは再考を履行させる権限。
3. 理事会あるいは委員会に対して事業報告書の修正、再考あるいは再上程を履行させる権限。
4. 適切な検証を行うために会議が必要と判断する資料を委員会に請求あるいは作成を依頼する権限。
5. 適切な検証を行うために理事長及び事業実施担当の副理事長、室長、委員長あるいは委員を面接する権限。
6. 本計画の改訂案の作成に伴い公開会議を適宜開催し、出席義務者の設定を行うことができる権限。
7. その他総会決議によって付与された権限。

第4章 組織、構成、議決権、留任、任命及び任期

第5条 会議は、総会直轄の機関とする。

第6条 会議は、総合計画検証会議議員(以下、構成員という)をもってこれを構成し、構成員の内訳は、議長1名・副議長1名・議員6名以下の合計8名までとし、議長は理事会の議決権を1票有する。

1. 議長の有資格者は、理事長、副理事長あるいは専務理事経験者とする。副議長の有資格者は、理事長、副理事長、専務理事あるいは常任理事経験者とする。議員の有資格者は、3名を理事長、副理事長、専務理事、常任理事あるいは理事経験者とし、残る3名以下は、第2章の任務を遂行する相応しい能力を有すると判断される会員とする。
2. 構成員総数8名以下の内2名以上は、翌年の会議に留任すること。

第7条 構成員は原則として指名制とし、構成員の選抜は前年度理事長が行い、構成員の任命は総会決議による。

第8条 正式な任期は、当該年度の1月1日から12月31日までとし、予備期間を翌年の1月1日から31日までとする。ただし、予備期間中の議長は理事会の議決権を有さない。

第5章 開催

第9条 原則として毎月1回とする。ただし、会議が必要と判断する場合は、公開あるいは非公開を問わず、回数を増やすことができる。

付則

1. 本規定は2007年1月1日より施行する。
2. 本規定の改訂は総会承認による。

平成20年8月24日 改正

ロバート議事法動議リスト

		セカンド を要する	修正も可	討論も可	表決を要す	再審議も可	他の発言を 阻止できる
優先 動議	1 会 合 時 間 決 定	○	○	(1)	1/2(2)	×(7)	×
	2 休 会	○	×	×	1/2	×(7)	×
	3 閉 議 会	○	○	(1)	1/2	×(7)	×
	4 緊 急 質 問	×	×	×	ch(3)	○	○
	5 議 事 日 程 変 更	×	×	×	ch2/3	×	○
補 助 動 議	6 棚 上 げ	○	×	×	1/2	×	×
	7 採 決 要 求	○	×	×	2/3(4)	○	×
	8 制 限 つ き 討 議	○	○	×	2/3	○	×
	9 一 定 時 まで 延 期	○	○	○	1/2	○	×
	10 委 員 会 附 託	○	○	○	1/2	○	×
	11 全 体 の 委 員 会 の 持 越	○	○	○	1/2	×(7)	○
	12 修 正	○	○	(5)	1/2	○	×
13 不 定 期 に 延 期	○	×	○	1/2	○	×	
本 動 議	14 一 般 議 事	○	○	○	1/2	○	×
	15 審 議 再 開	○	×	×	1/2	×(7)	×
	16 再 審 議	○	×	(5)	1/2	×	○
	17 無 特 別 議 事	○	○	○	1/2(6)	○	×
	18 特 別 議 事	×	×	×	2/3	...	×
付 帯 動 議	19 規 則 の 一 時 停 止	○	×	×	2/3	×	×
	20 動 議 取 下 げ	×	×	×	1/2	○	×
	21 審 議 反 対	×	×	×	2/3	○	○
	22 議 事 進 行	×	×	×	ch(3)	×	○
	23 議 長 決 定 に 対 す る 異 議 申 立 て	○	×	○	1/2	○	○
	24 動 議 を 分 け て 審 議	×	×	×	...	×	○
	25 点 呼	○	×	×	1/2	...	○

議事動議リスト (注)

○・・・要、可 ×・・・否、不可 ch・・・chairman

1～13まで優先順序に配列してある。

(1)・・・この動議は討論できない。修正については討論できる。

(2)・・・1/2とは総投票数の過半数。

(3)・・・議長の裁断のみ、議長に異議あれば全員の投票を要す。

(4)・・・2/3とは総投票数の2/3という意味。

(5)・・・討論可能な動議に限り討論できる。

(6)・・・通告のないときは、2/3、又は全会員の過半数、通告あれば出席者の過半数。

(7)・・・再審議不可。しかし、もし否決されれば、一定の時間後再び上程できる。

ロバート議事法とは

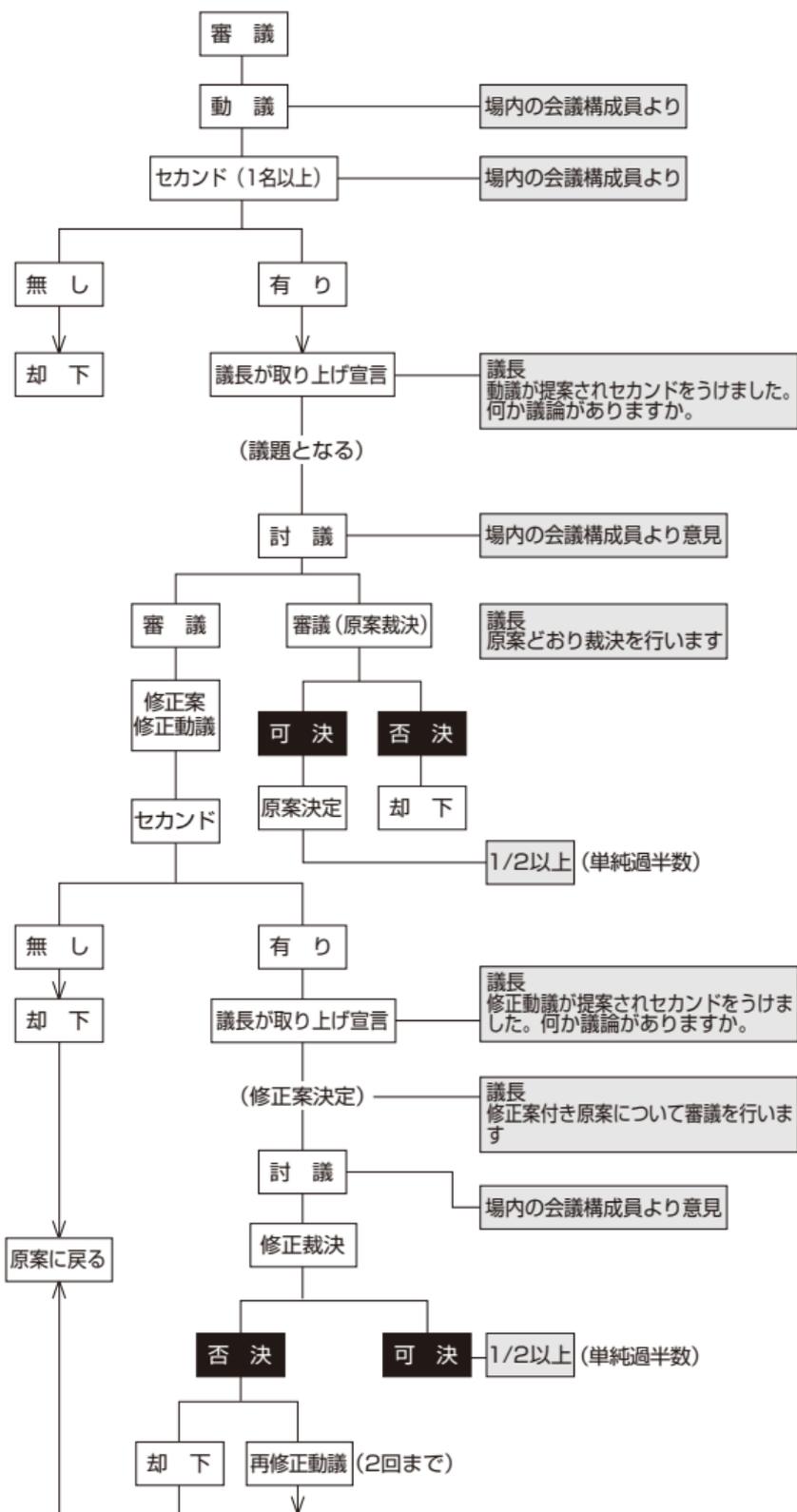
会議運営にはいろいろなルールがあるが、ロバート議事法はその中でも最も秀れたルールであり、下記の4つの権利を基本的な原則としている。

1. 多数者の権利 2. 少数者の権利
3. 個人の権利 4. 不在者の権利

いずれも民主的な会議運営に尊重しなければいけない権利である。

ロバート議事法は国連をはじめ世界各国で採用され、JCI、日本JCも既に採用しておりLOMにおいても理事会で採用し効果的な会議運営を推進する事が望まれる。

本動議の審議サンプルチャート



本動議の審議サンプルチャート